	会	議	禄
会議名	第8回市貝町自治基本条例町民検討委員会作業部会		
日 時	平成 29 年 2 月 13 日 (月) 17:00~19:00		
場所	市貝町役場 2 階大会議室		
出席者	部会員 11/16 名 事務局 2 名		
傍聴可否	可	傍聴者	1名
会議次第	1 開会2 部会長あいさつ3 議題(1)自治基本条例条文(案)について(2)その他4 その他5 閉会		

1 開会:事務局

2 部会長あいさつ

日も長くなり、春が近づいてきている。中間報告に向けて重要な回となるため、案をまとめて いきたい。

内 容

議

会

3 議題(進行:部会長)

資料説明:事務局

資料1については、前回ご指摘いただいたとおり、事務局案、部会長案、部会員案を並べて提 示させていただいた。本日までにいただいた部会員の意見も集約して資料にさせていただいた。 資料2については、参考として事務局で作成した逐条解説を資料として提示させていただいた。

(1) 自治基本条例条文(案) について

部会長 前回、第6条まで検討した。今回は第7条から検討をしていきたい。議会は、行政の 監視だけでなく、政策の立案・提言などの記載もあり、事務局案がわかりやすい。こ ちらでよろしいか。(部会員の意義なし)

第2項についても、事務局案で問題ないと思われる。 (部会員の意義なし)

第8条町の責任については、第1項の語尾の表現は「取り組みます。」の表現でよろ しいか。(部会員の意義なし)

第2項は、このままの表現で問題ないと思われる。 (部会員の意義なし)

第3項は、一文で記載する形でよいか。

部会員 事務局案の文章を切った形の方が読みやすい。

部会長 事務局案としたい。

次ページへ

部会長 第4項は、「町長が広聴する」という表現がひっかかった。町が広聴するならわかるが。「広く聞く」といった表現の方がしっくりくるのでは。

部会員 それでよい。

部会長 第5項については、資質向上に努めるのは大事だが、誠実に職務に専念するといった 記載も必要だと思われる。また、町全体の奉仕者と資質の向上という記載がドッキン グしないように感じた。

部会員 町全体の奉仕者という記載がない方が表現としてしっくりくる。奉仕しなければならないというニュアンスが感じられる。

部会長 あまりに下手に出過ぎか。

部会員 │ 自分たちは、奉仕者といったイメージはある。あってもいいか。

部会長 「町全体の奉仕者」ではなく、「町の奉仕者」の表現にして記載することにする。 第9条については、部会員から意見があった部分である。

部会員 簡潔にまとめている文章だと思うが、「町民参画の下に策定」の記載がわかりづらく 感じた。また、最上位計画よりも町の指針となる計画と記載した方がわかりやすいの では。しかし、そうなった場合は、町が大事にしている最上位というニュアンスがな くなってしまう。どういった文章にすればよいかに苦慮している。

部会長 参画の表現は硬く感じてしまう。また、最上位計画も我々はぱっと読めるが、難しい 表現である。

部会員 | 最上位という表現は残してもよいのではないか。

事務局 総合計画は、以前は法的に位置づけられたものであった。しかし、法改正により法的 根拠がなくなった。そのため、根拠となる部分として自治基本条例に記載した方が良いのではと考えている。

部会長 「町民参画の下に」ではなく、「町民とともに」に変更し、「町の最上位計画」の「町の」という記載を削除した方がわかりやすいと思われるので、よろしいか。 (部会員の意義なし)

第10条については、「基づく」を「もとづく」、「実施」を「行い」の表現に変えることでよろしいか。(部会員の意義なし)

第11条については、副題を~町のお財布のこと~ではなく、~町の財布~としてよろしいか。 (部会員の意義なし)

第12条については、~災害などへの備えのこと~ではなく、~災害などへの備え~ でよいのではないか。 (部会員の意義なし)

第1項、2項は、「等」を「など」に表現を変更する。 (部会員からの意見なし) 第13条については、~町が持っている情報を公開すること~ではなく、~町が持っ ている情報の公開~でよろしいか。 (部会員の意義なし)

部会員 □ 部会長案だと「議会、町は」ではなく、「町は」との記載となっているが。

部会長 前条の流れから「町は」として、その部分は議会基本条例で決めてもらえればいいのではないか。(部会員の異議なし)

事務局 │ 副題の部分に情報公開の部分しか記載がないが、このままでよろしいか。

部会長 積極的に情報公開するが、個人情報は守っていくという文章であるので、あえて記載しなくてもよいのではないか。(部会員の異議なし)

第4章第14条については、前回、参画として決定したので、事務局案でよいのではないか。(部会員の異議なし)

第15条第2項については、主語がないように思える。「町、町民、議会は」と入れることでよろしいか。

部会員 ┃町民主体の条例であることから、「町民、議会、町は」の方がよいのではないか。

次ページへ

部会員「町民、議会、町は」がよい。

部会長 | 第16条は、このままでよろしいか。 (部会員の意義なし)

第17条は、時間をかけてきた部分であり、このままでよろしいか。 (部会員の異議なし)

部会員 第4章の副題の部分だが、「すべての町民が」とあるが、あえて「すべての」と記載 しなくてもよいのでは。

部会長 町民は、すべてを含んでいるため、記載しない方向でよろしいか。 (部会員の異議なし)

第5章第18条第1項は、間延びしている印象を受けたので「効率的かつ効果的」にではなく、「効率的、効果的」とした。

第2項、第3項については、部会員の事前意見で表現が具体的ではないとの指摘があったが、悪い文章ではないので、このままでもよいのではないか。抽象的な表現でも効果を発揮すると思われる。(部会員の異議なし)

第1項は、「近隣市町村、その他の市町村」ではなく、「近隣やその他の市町村」と 記載させていただいたが、意味が変わってきてしまうか。「近隣市町村」の表現は重 要だが、「市町村」のみの記載ならばどうか。(部会員の異議なし)

第6章第19条第1項は、どうか。

部会員 ┃ 事務局案と部会長案とも意味に大きな違いは感じられない。

部会長│他の項と表現を合わせる方向で「努めます」とする。

第2項は、「努めなければなりません」となっているが。

部会員 他の項は、「努めます」と表現している。

部会長 | ここも「努めます」の表現でよろしいか。(部会員の異議なし)

第1号から第4号については、「本町の」、「市貝町の」のどちらの表現の方がよいか。

部会員 | 第8条第3項で、「本町」は使用している。

第2項に、市民活動の文言を追加していただきたく意見を出させていただいた。

事務局 市民活動自体は、他の定義付けの言葉に比べると意味が狭くなってしまい、条例全体 にかかってこないと感じたため、この条例で言葉の定義付けはしていない。

部会員 実際の意味は広く、自治会の活動とは別に、市民活動があるものと考えている。自治 基本条例には必要ではないか。

第2条の定義付けの中に、第7項として市民活動を追加していただければと考えている。条文に出てくる「コミュニティ」の表現では、自治会のみ含まれている印象を受ける。

部会長 | 自治会の定義がないので、市民活動だけ定義するとアンバランスな印象も受ける。

部会員 コミュニティの中に、自治会だけでなく、市民活動も含まれると記載があれば、わかりやすい。

部会員 他の自治体の例をみると、コミュニティを定義付けし、その中で自治会とボランティア等の組織について記載している。

部会長 他の自治体の文章を参考にして、コミュニティを定義に入れ込み、その中に市民活動の文章を加えることでよいか。

部会員 │ コミュニティの定義の中に市民活動を入れることでよいと思う。

部会長 | 定義付けするならば、ボランティアという言葉は記載したいところである。

部会員 | 市民活動の中にボランティアは、含まれるイメージをもっているが。

部会員 | ボランティアという言葉の方が身近には感じる。

委員 | 自治会の活動は、半分仕事のような印象を受けている。

次ページへ

部会長 市民活動は、ボランティア活動以外にも様々な活動を行っている。「自治会、市民活動」だけでは、何かが足らない感じを受ける。

部会員 コミュニティの定義に「自治会、ボランティア・市民活動等の」を記載することでよいのではないか。

部会長 よいと思う。 (部会員の異議なし)

部会員 | 第19条第2項第2号の中に「里地里山など」を加えたほうがよいのでは。

部会長 | 異議がなければ問題ないのでは。(部会員の異議なし)

「本町の」と「市貝町の」の表現は、どうするか。「市貝町の」の方が新鮮か。

部会員 原案にも「市貝町の」の記載がある。

事務局 「市貝町の」のした方が強い印象になると思う。

部会長 「市貝町の」とする方向でよいか。(部会員の異議なし)

第3号については、表現に違和感を覚えた。「努めます」ではなく、言い切った方が 良いのではないかと思う。「努めます」の記載が多いように感じられる。

言い切った形で簡潔な文章とすることでよいか。(部会員の異議なし)

第4項についても、「努めます」ではなく、言い切りの形の方が良いか。

部会員 「伝統を伝える」という表現に違和感を覚える。「伝統」の文言をとってしまっても よいのではないか。

部会員 | 第6条の中では、伝統が出てくるが。また、美しい里地里山という表現も出てくる。

部会長 第6条の表現も修正し、第19条第2項第4号についても、伝統にはあえて触れずに 文言を削除し、簡潔にした形でよろしいか。(部会員の異議なし)

第7章第20条については、どうか。

部会員 第2項で町民参加の旨を記載したらどうか。

部会員 | 町民参加を前提にしていることから、あえて記載しなくてもよいのでは。

部会長 他の自治体で時間的制約を設けている場合もあるが、時間的な制約はなしでよいか。 (部会員の異議なし)

町民参加を前提とし、あえて記載はしない方向でよいか。(部会員の異議なし)

(4) その他

特になし

4 その他(事務局)

今回までの検討内容を中間報告としてまとめさせていただく。また、4月以降の日程は、調整のうえ、改めて連絡させていただく。

5 閉会

以上、会議の概要について記録いたします。

会議の様子



